

令和2年度教育委員会臨時会会議録

【日時】 令和2年4月7日（火）

【開会】 14時00分

【閉会】 14時42分

【場所】 教育文化会館 第5会議室

【出席委員】

教育長 小田嶋 満

委 員 中村 香

委 員 岩切 貴乃

教育長職務代理者 岡田 弘

委 員 高橋 美里

委 員 石井 孝

【出席職員】

教育次長 石井 宏之

教育委員会事務局担当理事 総務部長事務取扱 亀川 栄

教育政策室長 田中 一平

教育環境整備推進室長 水澤 邦紀

職員部長 石渡 一城

学校教育部長 森 有作

健康給食推進室長 鈴木 徹

生涯学習部長 前田 明信

総合教育センター所長 市川 洋

庶務課長 榎本 英彦

庶務課担当課長 瀬川 裕

教育政策室担当課長 二瓶 裕児

教職員人事課長 大島 直樹

教職員人事課担当課長 田中 克義

教職員企画課担当課長 川合 健一

教職員企画課課長補佐 石田 隆由

指導課担当課長 猫橋 則文

指導課指導主事 伊藤 牧人

調査・委員会担当係長 長谷山 大介

書記 間山 篤史

【署名人】

委員 中村 香

委員 高橋 美里

※読みやすさ等のため、発言の趣旨を損なわない範囲で、重複表現、言い回しなどを整理しています。

1 開会宣言

【小田嶋教育長】

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。

この4月から、石井委員が新たに教育委員となられていらっしゃいますので、一言御挨拶いただければと思います。

【石井委員】

皆さんこんにちは、はじめまして。4月1日付けで教育委員に任命されました、石井孝です。よろしくお願いします。

私は、神奈川県警察に勤務しておりまして、その間、37年間勤務しましたけれども、うち4年間、川崎市の管内の警察署、多摩署、それから幸署、最後に川崎市警察部ということで4年間勤務させていただきました。

現在は、2年前に退職をしまして、独立行政法人の国際協力機構というJICAで途上国の技術支援等に携わっております。

川崎市の教育行政に携わるということで、大変重い責任だというふうに思っておりますので、私もいろいろなこれまでの経験であるとか、そういったものが川崎市の教育行政に少しでも貢献できればうれしいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

それでは、議題に入る前に、4月1日付けで事務局の異動がございましたので、事務局から紹介をお願いしたいと思います。

石井教育次長、よろしくお願いいたします。

【石井教育次長】

教育次長の石井でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、私のほうから事務局職員を紹介いたします。

こちら側から、亀川教育委員会事務局担当理事でございます。

田中教育政策室長でございます。

水澤教育環境整備推進室長でございます。

石渡職員部長でございます。

森学校教育部長でございます。

鈴木健康給食推進室長でございます。

前田生涯学習部長でございます。

市川総合教育センター所長でございます。

事務局、榎本庶務課長でございます。

それから、二瓶教育政策室担当課長でございます。

瀬川庶務課担当課長でございます。

こちらにまいりまして、長谷山庶務課担当係長でございます。
それから、間山庶務課担当職員でございます。
以上で、事務局職員の紹介を終わります。

2 開催時間

【小田嶋教育長】

それでは、会議を進めてまいります。
本日の会期は、14時00分から15時00分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 1名）

【小田嶋教育長】

本日は傍聴の申し出がございますので、「川崎市教育委員会会議規則」第13条の規定により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

また、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第2条の規定により、本日の傍聴人の定員を20名程度とし、先着順としてよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、異議なしとして傍聴を許可いたします。

4 非公開案件

【小田嶋教育長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、報告事項No.7は、議会の報告・議決案件で、議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正かつ適正な意思決定に支障を生ずるおそれがあるため、この案件を非公開とすることによりよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

では、そのように決定いたします。

なお、報告事項No.7は、議会への提案後は公開しても支障がないため、会議録には掲載させていただきます。

5 署名人

【小田嶋教育長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則」第15条の規定により、本職から指名いたします。

中村委員と高橋委員にお願いいたします。

6 情報提供

【小田嶋教育長】

一つ情報提供させていただきます。既に教育委員の皆様方にはお伝えさせていただきましたが、新型コロナウイルスに関する川崎市立学校における臨時休業の実施につきまして、4月2日に報道発表した情報を提供させていただきたいと思います。

市立学校につきましては、国の専門家会議の見解、文部科学省の通知及び今般の隣接都市等における新型コロナウイルス感染症拡大の状況等を踏まえ、春休み終了後の昨日、4月6日から4月17日までを臨時休業としたところでございます。

なお、入学式につきましては、既定方針どおり感染症拡大の防止措置を充分行った上で、小学校、中学校、特別支援学校は昨日、高等学校は本日実施しております。

また、始業式につきましては、学校の状況に応じまして、4月6日以降に実施することとしております。

この臨時休業期間中は、原則として家庭学習としております。週に1回程度の登校日を設定ということで、春休み中、3月中まではやっておりましたが、今回、緊急事態宣言の発令が予定されておりますので、当面は見合わせまして、実施の可否や方法について、改めて検討してまいりたいと思います。

「児童生徒の居場所」につきましては、引き続き学校に設け、共働き家庭など、家で留守番をすることが難しい場合等、やむを得ない特別な事情がある児童生徒に対しまして、わくわくプラザとの連携を図りながら、見守りを行ってまいります。

また、学校施設開放につきましては、引き続き、当面の間、利用中止といたします。

この、新型コロナウイルス感染症につきましては、日々状況が変化しておりまして、また、本日、安倍首相が「緊急事態宣言」を発令する意向を表明しておりますので、このことに伴う対応につきましては、決定次第、改めてお伝えしたいと思います。

報告は以上でございます。

7 報告事項Ⅰ

報告事項 No. 1 請願第 4 号（令和元年度）（川崎市情報公開・個人情報保護審査会による令和 2 年 1 月 3 1 日付「公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）」のとおり、開示することを求める請願書）の報告について

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項Ⅰに入ります。

「報告事項No. 1 請願第 4 号（令和元年度）（川崎市情報公開・個人情報保護審査会による令和 2 年 1 月 3 1 日付「公文書開示請求に対する拒否処分に係る審査請求について（答申）」のとおり、開示することを求める請願書）の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

教育委員会宛ての請願を受け付けましたので、御報告いたします。

はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第 4 号読上げー

【瀬川庶務課担当課長】

本日の教育委員会では、請願の取扱いについて御協議いただきたいと存じます。なお、請願者に確認しましたところ、意見陳述は希望されないとのことでした。

説明は以上でございます。御協議のほど、よろしくお願いいたします。

【小田嶋教育長】

ただいま報告がありました、令和元年度に受付しました請願第 4 号の取扱いにつきましては、今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【小田嶋教育長】

それでは、そのように決定させていただきます。

報告事項 No. 2 令和 2 年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No. 2 令和 2 年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」の説明を、教職員人事課担当課長、お願いいたします。

【田中教職員人事課担当課長】

よろしくお願いいたします。

「報告事項No. 2 令和2年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験の実施について」御説明させていただきます。

「1 趣旨」でございますが、この試験は、令和3年度採用予定の川崎市立小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の教員採用候補者を選考するために実施するものでございます。

「2 募集対象・募集人員」でございますが、表のとおり、「小学校」区分は160名程度です。「中学校/高等学校」区分は各教科合わせて55名程度で、昨年度と同様、全教科の募集をいたします。また、「高等学校（工業）」は5～10名、「特別支援学校」区分は20～25名、「養護教諭」は5～10名の募集となります。

「3 選考区分」でございますが、一般選考と特別選考があり、特別選考につきましては「Ⅰ」～「Ⅴ」の5つございます。

「4 受験案内・パンフレットの配布」でございますが、4月1日から、市内の各区役所・支所・出張所、行政サービスコーナー等で行っております。広報活動としましては、市政だよりの5月1日号や川崎市インターネットホームページ、川崎市教員採用ツイッターに掲載するなどいたします。なお、毎年4月に実施しております、市内、市外を合わせて8会場で予定されておりました教員採用試験説明会でございますが、新型コロナウイルス感染拡大予防の対応により、今回は中止といたしました。また、大学における説明会は、実施を希望する大学のみ行っております。説明会に代わる広報活動としましては、4月1日から川崎市教育委員会教員採用webページで、教員採用試験の概要とQ&A、川崎市の教育の取組、教育長と川崎市立学校教員から受験者に送るメッセージを動画で配信しております。そのほかにも川崎市教員採用ツイッターやメールマガジンで、学校見学会や学校の豆知識など、教員や学校の魅力、受験者にとって有益な情報を届けてまいります。

「5 受付期間」でございますが、4月15日から5月22日までといたします。

「6 第1次試験」でございますが、7月12日の日曜日に実施いたします。これまでは川崎会場として2ヵ所、九州会場として熊本大学で実施しておりましたが、今回より1つ会場を増やし、「名古屋会場」として「名古屋女子大学」でも実施いたします。

「7 第1次試験結果通知」でございますが、7月29日に受験者全員に文書で発送する予定です。

次に、「8 第2次試験」でございますが、実技試験は、8月11日に、中学校区分の「音楽・美術・保健体育・英語」について実施いたします。また、面接試験につきましては、対象者全員に、8月17日から9月30日の期間で実施いたします。試験内容は場面指導と個人面接です。第2次試験の面接試験では、教育委員の皆様には、例年、面接官として多大なる御協力をいただいているところでございます。誠にありがとうございます。今年度も御協力をいただきますようよろしくお願いいたします。

「9 第2次試験結果通知」でございますが、10月30日に受験者全員に文書で発送する予定です。

最後に、「10 主な変更点」についてですが、2つございます。1つ目は、先ほど申し上げました1次試験の会場として、新たに「名古屋会場」を加えました。2つ目は、複数教員免許状の取得者、取得見込み者を対象とした加点制度を導入しました。

以上が採用試験の概要となります。今年度は異例の広報活動になっておりますが、教員採用業務を滞りなく行ってまいります。これで、御報告を終わらせていただきます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、何か御質問等はございますでしょうか。お手元にパンフレットも届いておりますが。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

去年と比べまして、パンフレットが一段と充実しました。ありがとうございます。特に、教員育成指標とか教員養成のことを詳しく載せてくださり、あと働き方改革のことも載っているのが、とてもいいのではないかと思います。

それから、採用に関して。去年申し上げました、複数の教員免許状を取得している人を加点していくということ。なるべく校種間異動が今後できるようにしていくことによって、活性化していく導入になるのではないかと思いますので、それもあります。

一つお伺いしたいのが、大学で教えておまして、4年生が教育実習に行って、その後に採用試験を受けることになっているのですけれども、今、大体5月、6月の教育実習に行けなくなっているのではないかと思います。その辺は採用に関しては何かお考えとかはあるのでしょうか。

【田中教職員人事課担当課長】

採用試験の日程等の変更というような意味で。

【中村委員】

日程は、もう変更できないと思うんですけれども、内容的にやはり3年で実習に行っている子と、4年で実習に行けない子との差というのは、相当大きくなっていくだろうという気はするんですが。

【田中教職員人事課担当課長】

その辺の実情というか、大学からの情報がこちらとしては、まだ得られていないので、またその状況をしっかりと把握してから、そのようなことも少し検討していかなければいけないのかなというふうに考えております。

【小田嶋教育長】

ほかにはいかがでしょうか。

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

こういう状況で、説明会などが開けないということで、こちら側もですけれど、先生になりた

いと思っている学生さんですとか、そういう人材の方々もすごく困っている状況だと思うんですけど、専用のホームページをつくっていただいたり、ツイッターも始められたということで、若い方って本当に情報を得るのが上手というか、こういうツイッターとか、そういうのにすごくなじまれている、そういうところから情報を、今本当に上手に集めているようなので、ぜひしっかり活用いただいて、とはいえ情報はたくさんあるので埋もれてしまうこともあるので、川崎ならではの教育とか、そういうところをしっかりと発信していただければと思います。

よろしくお願いします。

【田中教職員人事課担当課長】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

中村委員、どうぞ。

【中村委員】

採用人数が大幅に減っているんですけれども。これは再任用の方のことだとは思いますが、何年後かに、もっと若い人が少なくなって、世代の人数の差が多くなってきてしまうと思うんですけれども、その辺は大丈夫でしょうか。

【田中教職員人事課担当課長】

現状としましては、やはり退職教諭の方々の再任用を希望される方が、昨年度、大変多かったということで、しばらくはその傾向が続くだろうというふうに思っております。

ですが、やはり若い人の力も必要になってくるので、その辺は先のことも見越して、ある程度の数、平準化というんですか、それも考えながら、きちんと若い先生方を採用していくようにしていきたいなとは思っています。

【大島教職員人事課長】

すみません、一点資料の修正で大変申し訳ございません。訂正がございます。

4番の「受験案内・パンフレットの配布」のところで、「4月1日（月）」になってございますが、「4月1日（水）」の誤りでございます。もう一点、裏面5番の「受付期間」なのですが、こちら「5月22日（水）」となっていますが、こちらは「5月22日（金）」の誤りでございますので、修正させていただきます。申し訳ございません。

【小田嶋教育長】

では、修正をお願いしたいと思います。

ほかにはいかがでしょうか。

石井委員。

【石井委員】

事前説明会は希望大学のみというふうなお話だったんですけれども、現時点で希望している大学というのはあるんですか。

【田中教職員人事課担当課長】

3月に70校ほど声をかけさせていただきまして、予約をとらせていただいたんですけれども、4月に入りましてキャンセルが相次いでおりまして、もう50校ほどキャンセルということで、あと残り20校ほどになっているということで、もしかすると4月の予約をされている大学は全てキャンセルになってしまうのではないかなというふうに思います。

ただ、大学のほうからキャンセルがない限りは、こちらからお邪魔させていただいて、きちんとお話をさせていただこうかなと思っています。

【小田嶋教育長】

高橋委員、どうぞ。

【高橋委員】

ちなみに、オンライン説明会みたいなものというのは、例えば対応する御予定とかってあったりしますか。

【田中教職員人事課担当課長】

オンラインの対応といたしますのは。

【小田嶋教育長】

説明会をオンラインで。

【高橋委員】

説明会を、この状況だと、おそらくそういう、説明会だと、双方向の質問とかを受けたりもできるし、紙じゃなくて、どういう人が教育委員会にいるのかとか、何となく川崎市の雰囲気とかも、人がしゃべっていると伝わると思うんですけれど、この状況だと、多分いわゆる説明会的なものって、私はほとんどもう中止になるのかなと思っていて、その場合に、ホームページのほうにいろいろ字とかは載っていると思うんですけれど、生身の人が話すとか、例えば質問を双方向で受け付けるというのは、効果はあるのかなと思っているんですけど、対応できそうですか。

【田中教職員人事課担当課長】

今、ホームページに載っている動画コンテンツなんですけれども、本来大学にお邪魔させていただいて説明する内容が大きく三つあります。

まずは、受験の概要について、あとは、川崎市の求める教師像、そして、「かわさき教育プラン」。大きくこの三つのお話をさせていただいているんですが、全てナレーションを入れてのふだん使うプレゼンテーションを動かしながらの普通の説明というような形になっています。

あと、質問に関しては、インターネットから見て、見た方がQ&Aとして送ってくれるような質問事項をですね、そういうのを設けております。ですので、それをこちらで受け取って、必要な質問に関しては、またこちらからホームページで返していく形はとっております。

あと、現在活躍されている小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、養護教諭の先生方に御出演いただいて、生の声を動画で流して、川崎市ってこういうような先生方、若い先生方が活躍して頑張っているんだということも配信しております。

そんなような形になるのかなと思います。

【高橋委員】

なかなか急な対応は難しいと思うんですけど、こういうことがもう、いつ起きるかわからない時代なので、そういう双方向のものをオンラインでやるということも、今年度無理でも将来的に視野に入れて準備はしておいたほうがいいかなというふうに思うので、ぜひ、今後のために御検討いただければと思います。

【小田嶋教育長】

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

岩切委員。

【岩切委員】

一つ質問なんですけれども、こちら本当によくできていると思うんですが、こちらもPDFが何かでダウンロードができるようになっているんでしょうか。

【田中教職員人事課担当課長】

もちろん、全てのページがPDFになってホームページに載せてありますので、すぐ見る事ができるようになっています。

【岩切委員】

ありがとうございます。

【小田嶋教育長】

ほかには。

岡田委員、どうぞ。

【岡田教育長職務代理者】

現在の状況を踏まえると、各大学が開かれていないというか、休校の状態になっていますので、例年の募集にさらに何か工夫したいとか、工夫していききたいとかって、あるいは何かできそうなことはありますか。

【小田嶋教育長】

いかがでしょうか。

【田中教職員人事課担当課長】

今の大学の状況を伺っていますと、学生の皆さんが授業を開始するのが連休明けぐらいからに入るといことで、実はこちらにも載っておりますとおり、募集の締切が5月22日ということで、連休明けにすぐ、できれば募集の期限をもう少し延ばしてあげるとか、そういうような対応はできるのかな、なんていうふうに思っています。

【岡田教育長職務代理者】

今、ぜひそういうのが可能であれば、少しでも今の学生さんに寄り添う形がいいかなというふうに思いました。

それから、試験日はもう変えられないと思うんですが、コロナウイルスが収束していなかったときを踏まえたときに、何か試験をするときにコロナウイルスのことを考えて、従来の試験とはちょっと違う、例えば部屋のとり方であったとか、面接の方法であったりとかいうのは、何かお考えでしょうか。

【田中教職員人事課担当課長】

川崎市の1次試験の問題の内容は神奈川県内の相模原市、横浜市、神奈川県と同じ問題を使っていますので、日程に関しましては、やはり同日開催でないとまずいと思います。その辺の日程についても、これから神奈川県の方々が集まって、またその辺の検討があると思います。

ただ、今、いろいろな市と情報交換している中で上がってきているのは、やはり会場の使い方、受験者の密集ではなくて少し間隔を開けなくてはならないと。そういった場合には、会場をさらに増やさなければならないのではないかというようなことが挙がっておりますし、あとは市によっては、会場となる大学が使用できなくなってしまったということもあるので、新たに試験会場を考えなければならない。いろいろ考えなければいけないことがまだまだたくさんあって、もう少しいろいろな場所の、今、悩み事を情報交換して、そういった収束していない中でどんな対応ができるのか、考えていかなければいけないなと思いますし、私たちの考えている中では、先ほど座席の間隔をあけること、もちろん換気もそうなんですけれども、あと、試験時間の短縮ですとか、あと面接、集団面接がありますので、たくさんの方が集まって話し合いをするということで、これも飛沫感染の原因にもなりかねないので、そういったのをどうするかということが、まだこれからほかの市といろいろ調整しながら決めていかなければいけないのかな、なんて思っております。

【岡田教育長職務代理者】

ありがとうございます。ぜひ、早めに決まれば、すぐインフォメーションをしていただきたいと思います。私どもの学生さんの例でいくと、民間を一つ抑えた上で公務員試験を受けるという方が圧倒的でありまして、公務員試験のことで、ちょっと民間が決まっているからいいやというふうに気持ちが揺れちゃう方がいるものですから、できるだけ早め早めに情報を与えてあげてというふうには思いましたので、ぜひいい人材を集めていただきたいと思いますというふうに思いますので、よろしくどうぞお願いいたします。

【小田嶋教育長】

川崎市としてのアピール、このコロナがあったというわけではないんですが、先ほどからこのパンフレットをほめていただいているんですが、一番後ろの受験案内をとっていただくと、市のブランドメッセージが現れるような形で工夫していただきまして、この川の三本線というのは結構知名度が上がっているんですけど、この中身ですね、「C o l o r s , F u t u r e !」のブランドメッセージはまだ知名度が低いという中で、でも川崎市の特徴を非常に表しているものなので、そんなことも工夫していただきながら、PRに務めているということなので、いろいろ課題があると思いますが、ぜひ確実な対応をお願いしたいと思います。

では、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.2について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.2は承認いたします。

報告事項 No. 3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、「報告事項No.3 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」御説明申し上げます。

報告事項No.3の1ページをごらんください。「川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則」第3条第1項の規定に基づき、教育長が臨時に代理をいたしましたので、同条第2項の規定に基づき、御報告し、承認を求めるものでございまして、以下、報告事項No.6までの報告についても同様でございます。

はじめに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 制定した規則」につきましては、「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則」でございます。次に、「(2) 内容」につきましては、「川崎市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」の一部改正に伴い、実施細目を定めるもの。具体的には「ア」として、本人確認、手数料納付、添付書類の省略に関する規定の新設、「イ」として、条例改正に伴う文言修正でございます。次に、「(3) 施行期日」につきましては、令和2年4月1日としたものでございます。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和2年3月31日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和2年4月1日に「川崎市行政手続

等における情報通信の技術の利用に関する条例」が一部改正となることに伴い、同日までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.3について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.3は承認いたします。

報告事項 No. 4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

次に、「報告事項No.4 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、報告事項No.4の1ページをごらんください。

はじめに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 制定した規則」につきましては、「川崎市教育委員会事務局事務分掌規則等の一部を改正する規則」でございます。次に、「(2) 内容」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備を行うものでございまして、「ア 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正」は、総務部庶務課の事務分掌から「非常勤職員及び臨時的任用職員に関すること。」を削るもの。「イ 川崎市教育委員会職員の職名等に関する規則の一部改正」は、会計年度任用職員の職名等の取扱いについて定めるもの。「ウ 川崎市教育委員会非常勤職員に関する規則の一部改正」は、特別職非常勤職員の任用、勤務条件等の取扱いについて定めるもの。「エ 指導が不適切な教員に対する人事管理システムに関する規則の一部改正」は、教員の定義規定等を改めるものでございます。次に、「(3) 施行期日」につきましては、令和2年4月1日としたものでございます。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和2年3月31日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和2年4月1日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行となることに伴い、同日までに規則の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.4について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.4は承認いたします。

報告事項 No. 5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

続いて、「報告事項 No.5 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、報告事項 No.5 の1ページをごらんください。

はじめに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 制定した訓令」につきましては、「川崎市教育委員会職員服務規程等の一部を改正する訓令」でございます。次に、「(2) 内容」につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備等を行うものでございまして、「ア 川崎市教育委員会職員服務規程の一部改正」は、「(ア)」として、会計年度任用職員及び臨時的任用職員の服務について定めるもの。「(イ)」として、管理職の時間外・休日勤務に係る手続について定めるものでございます。「イ 川崎市立学校用務員の職務及び服務に関する規程の一部改正」は、規程の対象となる職員を常勤職員及び再任用短時間勤務職員に限るもの。「ウ 川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程の一部改正」は、会計年度任用職員の人事評価について定めるもの。「エ 川崎市立学校教職員の人事評価に関する規程の一部改正」は、「(ア)」として、会計年度任用教職員及び臨時的任用教職員の人事評価について定めるもの。「(イ)」として、確認者及び処理責任者について定めるもの。「(ウ)」として、様式を一部追加するものでございます。次に、「(3) 施行期日」につきましては、令和2年4月1日としたものでございます。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和2年3月31日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和2年4月1日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行となることに伴い、同日までに訓令の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、報告事項No.5について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No.5は承認いたします。

報告事項 No. 6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

【小田嶋教育長】

続いて、「報告事項 No.6 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について」の説明を、庶務課担当課長、お願いいたします。

【瀬川庶務課担当課長】

それでは、報告事項 No.6 の1ページをごらんください。

はじめに、「1 臨時代理した事項」の「(1) 制定した訓令」につきましては、「川崎市教育委員会職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令」でございます。次に、「(2) 内容」につきましては、地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員の勤務時間等を一部追加するものでございまして、主なものとしましては、「ア」の1週間の勤務時間を31時間の1種類から15時間30分から31時間までの5種類に、「イ」の勤務日数を週4日又は5日の2種類から週2日から5日までの4種類に追加するものなどがございます。次に、「(3) 施行期日」につきましては、令和2年4月1日としたものでございます。

次に、「2 臨時代理を行った日」は、令和2年3月31日でございます。

次に、「3 臨時代理を行った理由」といたしましては、令和2年4月1日に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が施行となることに伴い、同日までに訓令の規定を整備する必要がございましたことから、教育長が臨時に代理したものでございます。

説明は、以上でございます。

【小田嶋教育長】

御質問等がございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、報告事項No.6について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項No. 6 は承認いたします。

傍聴人の方に申し上げます。会議開催当初にお諮りして決定しましたとおり、これからは非公開の案件となりますので、「川崎市教育委員会傍聴人規則」第 6 条の規定に基づきまして、傍聴人の方は御退室くださるよう、お願いいたします。

<以下、非公開>

8 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 7 地方自治法第 179 条第 1 項の規定による市長の専決処分の承認について

【小田嶋教育長】

次に、報告事項Ⅱに入ります。

「報告事項 No. 7 地方自治法第 179 条第 1 項の規定による市長の専決処分の承認について」の説明を、指導課担当課長、お願いいたします。

【猫橋指導課担当課長】

それでは、「報告事項 No. 7 地方自治法第 179 条第 1 項の規定による市長の専決処分の承認について」御説明申し上げます。こちらは、地方自治法第 179 条の規定による市長の専決処分について、御報告するものでございます。

3 ページをお開き願います。専決処分の理由といたしましては、第 1 審判決書の正本が令和 2 年 3 月 24 日に送達されたことにより、民事訴訟法第 285 条の規定による控訴期間内であります 4 月 7 日までに、本件控訴を提起する必要があったことによるものでございます。

2 ページにお戻りいただきまして、専決処分書でございますが、令和 2 年 3 月 25 日付けで市長が専決処分したものでございます。

控訴の提起の内容についてでございますが、第 1 に、訴訟の「当事者」といたしましては、控訴人は川崎市でございまして、被控訴人は幸区在住者、当時小学校 6 学年の児童でございます。

第 2 に、「控訴の要旨」でございます。横浜地方裁判所川崎支部平成 29 年（ワ）第 1040 号損害賠償請求事件の第 1 審判決は、市立小学校の担任教諭の原告児童に対する対応が、原告児童の人格権を侵害するものとして、被告は国家賠償法に基づく損害賠償責任を負うものとしたものでございます。本件の訴訟において、本市は、担任教諭は原告児童とほかの児童らの人間関係の改善を図るために適切な指導を行ったとして、損害賠償責任がないことを一貫して主張してきたところであり、これが認められなかった上記判決には承服しがたいことから、控訴するものでございます。

第 3 に、「管轄裁判所」につきましては、東京高等裁判所でございます。

第 4 に、「本件に関する取扱い」でございますが、本件の訴訟は、弁護士に委任するものでございます。

4 ページから 5 ページにかけまして、参考資料として、事件の概要等を掲載してございますの

で、御参照いただければと存じます。

なお、本件につきましては、次回の市議会開会時に報告し、承認を求める予定でございます。
報告事項 No. 7 の説明は以上でございます。

【小田嶋教育長】

何か御質問等がございますか。

よろしいですか。

それでは、報告事項 No. 7 について、承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【小田嶋教育長】

それでは、報告事項 No. 7 は承認といたします。

9 閉会宣言

【小田嶋教育長】

本日の会議は、これをもちまして終了いたします。

(1 4 時 4 2 分 閉会)